

松木飯塚 税務情報

NO. 64

～令和6年度与党税制改正大綱決定～

異次元対策と言いつつ、脆弱な子育て支援
「安いニッポン」脱出なるか？

松木飯塚税理士法人 / 代表社員税理士 松木慎一郎・飯塚美幸
〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番10号 元赤坂レジデンス 1910
URL <http://www.mi-cpta.com>

令和6年度与党税制改正大綱が、令和5年12月14日に決定しました。

とはいえ与党税調は、自民党の政治資金裏金問題で税制改正議論どころではなく、賃上げや子育てにお気持ち減税、他は期限延長のオンパレードです。防衛費増税は、たばこ税を財源に、法律附則にの盛り込むとしました。

I. 令和6年1月1日スタート、既定改正事項

1. 贈与税の生前贈与加算3年→7年
2. 相続時精算課税贈与は年110万円非課税
3. 分譲マンションの相続税評価増税開始
4. 恒久化新NISA開始

II 令和6年度改正：相続・贈与税制

■ 事業承継納税猶予の確認申請は2年延長

法人・個人の事業承継税制は令和6年3月までの確認申請が期限でしたが、令和8年3月末まで延長。ただし、実際の贈与や相続は、法人令和9年末、個人令和10年末までですから、延長した分、贈与までの株価対策の期間がタイトになります。お気をつけて。

■ 固定資産税の商業地の負担調整を継続

地価の値上がりに沿って固定資産税の課税標準を上げると負担が重すぎると、現在負担水準を商業地で70%上限としている措置を令和9年3月末まで継続します。住宅地は元々100%です。新築住宅の軽減措置も継続します。

■ 住宅取得資金贈与特例取得住宅基準厳格化

一般住宅で500万円、良質住宅1,000万円まで贈与税を非課税とする住宅取得資金贈与特例。令和8年12月末まで延長しますが、令和6年1月以降の良質住宅は省エネ基準を、新築は省エネ性能を1段階ずつ引上げ厳格化します。

III 令和6年度改正：所得税制

■ 定額減税、1人国税△3万円、住民税△1万円

合計所得1,805万円以下に限り、令和6年6月以後の最初の給与や予定納税から1人3万円減税、住民税は1人1万円を給与特別徴収や年金源泉額から減額します。住民税非課税世帯には7万円/世帯を年内にも支給開始します。

これで狂乱物価対策になるでしょうか。

■ 住宅ローン控除額縮小も子育て世帯は維持

住宅ローン控除制度は令和4年度改正で、令和6年以後借入限度額を、省エネ住宅等以外の一般住宅・中古住宅は3千万円→2千万円など縮小、新築一般住宅は対象外とするのが既定路線。

ただし、令和6年の子育て世代が新築買取再販住宅で、認定住宅やZEH住宅等を取得した場合のみ、縮小せず。

大綱には「拡充」とありますが、トラップのような「子育て支援」策です。 (単位：万円)

入居時期	令和5年	令和6年	令和7年
認定住宅	5,000	4,500	
		※5,000	4,500
ZEH住宅	4,500	3,500	
		※4,500	3,500
省エネ住宅	4,000	3,000	
		※4,000	3,000
その他住宅	3,000	0	
省エネ中古		3,000	
その他中古		2,000	

※子育て世代：40歳未満配偶者あり、40歳以上は40歳未満配偶者又は19歳未満扶養親族あり

■ 居住用買換・損失買換は2年延長

特定居住用財産の買換特例、居住用財産の損失買換特例等は、令和7年12月末まで延長です。

■ 国民健康保険税後期高齢者支援金2万円増

国保料のうち後期高齢者支援金を2万円増額し24万円に。賦課限度額89万円とします。

IV 令和6年度改正：法人税制

■ 交際費から除外の飲食費を1万円/人に

中小法人の交際費課税800万円の限度額外とする飲食費を5千円から1万円にアップ。令和6年4月1日以後開始時行年度からです。

■ 賃上げ促進税制で中小企業もちょっと優遇

税額控除率を5%引上げ、5年繰越とされます。

V 検討事項

1. 老老相続の増加から物納要件見直し
2. 年金等控除の見直し
3. 新築住宅の固定資産税減額の見直し